

令和 6 年 4 月
会 津 美 里 町

会津美里町指名競争入札参加資格及び審査等における
事業者の組織変更に係る事務取扱いについて

第 1 趣旨

会津美里町の入札参加資格(以下「資格」という。)を認定された者が、資格有効期間中に会社合併等により組織の変更がなされた場合における資格継承の可否、事務手続等について必要な事項を定める。

第 2 定義

1 会社とは

会社とは、会社法(平成 17 年号外法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

2 合併とは

合併とは、複数の会社が一つになることをいう。

- (1) 新設合併…合併する当事会社すべてが消滅し、新たに設立された会社に吸収される形態
- (2) 吸収合併…一つの会社が存続し、その他が消滅する形態

3 事業譲渡とは

事業譲渡とは、会社の事業の全部又は事業の重要な一部を契約により譲渡することをいう。

4 会社分割とは

会社分割とは、ひとつの会社を二つ以上の会社に分けることである。

- (1) 新設分割…新設会社に営業を継承させる形態
- (2) 吸収分割…分割した営業を既存の会社に継承させる形態

第 3 組織変更に係る資格の取扱い

第 2 に掲げる定義に基づく資格の取扱いについては以下のとおりとする。

1 合併

- (1) 新設合併

- ・資格の取扱い
新設会社は合併前の資格を継承可(合併前に複数の会社が資格を有する場合は、それぞれの会社が有する資格の範囲で継承可とする)。
消滅会社の資格は消滅する。
- (2) 吸収合併①(存続会社が資格を有する場合)
 - ・資格の取扱い
存続会社は、合併前に有していた資格を継承可。
- (3) 吸収合併②(消滅会社が資格を有する場合)
 - ・資格の取扱い
存続会社は、消滅会社が合併前に有していた資格を継承可。

2 事業譲渡

事業譲渡は、大きな業種区分(例：建設業の全部、測量業の全部等)について行われることが原則である。ただし、事業の一部譲渡でも譲渡人の企業評価が譲受人に引き継がれることが合理的である場合はこの限りではない。

また、会社法第 21 条の規定により譲渡した営業については、譲渡人と譲受人は競業してはならないため、会津美里町内における当該事業において、競業しない実態を備えている必要がある。

- (1) 譲渡人及び譲受人双方が資格を有する場合
 - ・資格の取扱い
譲渡人が譲渡した営業に係る資格は消滅する。
譲受人は譲渡人の資格を継承可。
- (2) 譲渡人が資格を有しており譲受人が資格を有していない場合
 - ・資格の取扱い
譲渡人が譲渡した営業に係る資格は消滅する。
譲受人は資格を継承可。
- (3) 譲渡人が資格を有しておらず譲受人が資格を有している場合
 - ・資格の取扱い
譲渡人は資格なし。
譲受人の資格は継続するが、譲渡人の資格は継承不可。

3 会社分割

会社分割は、競業禁止の義務を排除することも可能だが、資格の取扱い上は、分割元は当該営業を廃業したものとして扱う。ただし、営業部門を完全に区分することが可能な場合は、資格を継続することも可能である。

- (1) 新設分割～分割元が資格を有している場合
 - ・資格の取扱い
 - 分割元の資格は消滅する。
 - 分割先は資格を継承可。
- (2) 吸収分割①～分割元分割先双方が資格を有している場合
 - ・資格の取扱い
 - 分割元の資格は消滅する。
 - 分割先は資格を継承可。
- (3) 吸収分割②～分割元のみ資格を有している場合
 - ・資格の取扱い
 - 分割元の資格は消滅する。
 - 分割先は資格を継承可。
- (4) 吸収分割③～分割先のみ資格を有している場合
 - ・資格の取扱い
 - 分割元は資格なし。
 - 分割先の資格は継続するが、分割元の資格は継承不可。

第4 個人事業者の資格継承

個人事業者の資格継承が可能な場合は下記のとおりとする。

- 1 資格を有する個人から、営業を相続した相続人が資格も継承する場合
- 2 資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産全てを提供して設立した会社が、資格を継承する場合
- 3 上記の他、資格を有する者の資格を継承させることが適当と認められる場合

第5 組織変更等に伴う手続き及び提出書類

第3及び第4の取扱いにおいて、必要な手続き及び提出書類は別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この事務取扱は、令和6年4月1日から施行する。